

柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）とは、骨折や脱臼、ねんざ、打撲、肉離れなどの痛みに対して施術を行う専門家です（手術や薬の処方、レントゲン検査などは行えません）。健康保険の使用には制限がありますので、施術を受ける前にきちんと確認することが大切です。

【健康保険が使える場合】

○外傷性のねんざ・打撲
（スポーツでの捻挫等）



○医師の同意がある場合の
骨折・脱臼の施術



○応急処置で行う骨折、
脱臼の施術



※応急手当後の施術には
医師の同意が必要です

【健康保険が使えない場合】

※全額自己負担になります。

×日常生活における
単純な疲労や肩こり
・腰痛・体調不良等



×病気
（神経痛・リウマチ
五十肩・関節炎・
ヘルニア等）
による凝りや痛み



×症状の改善が見られ
ない長期（おおむね
3か月を超える）の
施術



×脳疾患後遺症等の
慢性病



×スポーツなどによる
肉体疲労改善のため
の施術



×工作中や通勤途中に
起きた負傷（労災保険
からの給付になります）



★治療と施術★ 病院等の保険医療機関における“治療”と区別するために、柔道整復師（整骨院・接骨院）では、“施術”という表現が用いられています。